

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 87 号）

令和 8 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 87 号において、標記基準が一部改正された。令和 8 年度介護報酬改定の施行に向けて、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護等の居宅サービス介護職員等処遇改善加算の区分や単位数が見直された(資料 2-1、2-2 参照)

令和 8 年度介護報酬改定について

令和 8 年度介護報酬改定については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定。)において、「(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施することと定められた。(資料 2-3、2-4、2-5、2-6 参照)

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務委託に係る処遇改善加算の取扱いについて

標記につき、厚労省は「令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する Q & A (第 1 版)」にて、地域包括支援センターが処遇改善加算を算定している場合、委託先の指定居宅介護支援事業所において原案作成委託料に加算額分の上乗せが可能と回答している。(資料 2-5 問 2-5-3 参照)

しかしながら、当市の直営包括(栃木中央、吹上、大平、藤岡、都賀、岩舟)では処遇改善加算による賃金改善が困難であり加算の算定ができない為、委託料への加算額分の上乗せは実施しないものとする。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表等の届出について

今回の報酬改定に伴う処遇改善加算の新規算定や区分変更にあたっては、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表等」の提出が必要になる。算定及び変更の基準日によって提出期限が下記の通り異なる。(資料 2-4、市ホームページ参照)

○令和 8 年 4 月または 5 月から加算を算定または加算の区分を変更する場合

提出期限：4 月 15 日(水)

○令和 8 年 6 月または 7 月から加算を算定または加算の区分を変更する場合

提出期限：6 月 15 日(月)

様式は令和 8 年 6 月 1 日から適用となる新様式を用いて、提出すること。(資料 2-7 参照)

令和8年度介護報酬改正等の資料について

令和8年度介護報酬改正等の内容については、以下の資料をご覧ください。

- 【資料2 - 1】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第87号）
- 【資料2 - 2】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 【資料2 - 3】令和8年度介護報酬改定の概要
- 【資料2 - 4】介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年3月13日老発0313第6号）
- 【資料2 - 5】令和8年度介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）
- 【資料2 - 6】指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 【資料2 - 7】介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について

上記資料及びその他の詳細に関しては、下記をご確認ください。

「厚労省 令和8年度介護報酬改定について」（リンク先：厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

「介護職員等処遇改善加算等について（総合事業）」（リンク先：市ホームページ）

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/103/13789.html>